

3 社会福祉法人制度について

- 社会福祉法人を取り巻く環境は、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化等により大きく変化しており、厚生労働省としては、社会福祉法人には生活困窮者に対する支援など新たな福祉ニーズに積極的に取り組んでいくことを期待。
- また、社会福祉法人制度については、「日本再興戦略」、「規制改革実施計画」、「社会保障制度改革国民会議報告書」において、非課税扱いにふさわしい地域貢献や運営の透明化等について提言がなされている。
- このため、現在、「社会福祉法人の在り方に関する検討会」を設置し、社会福祉法人としての役割、経営の在り方等について検討しており、本年5月を目途に論点整理を行った上で、制度見直しを行う予定。
- また、社会福祉法人は公益性の高い法人であり社会的責任が大きく国民に対して経営状態を公表する必要があることから、平成25年度以降の財務諸表については、インターネット上での公表の実施を義務化することを決定。
- なお、ホームページが存在しない法人や未公表法人も想定されるため、当該法人の財務諸表を所轄庁のホームページで公表することにより対応。
- 各都道府県等におかれては、検討会の経過を注視いただくとともに、財務諸表の公表に当たって、社会福祉法人に対する指導及び所轄庁のホームページで公表することについてご協力いただきたい。

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」について

1. 設置の趣旨

- 社会福祉法人は、社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきたが、平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化、既存の社会保障や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待など、法人を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉法人としての役割、経営の在り方等について見直しが必要になっている。
- また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)及び「社会保障制度改革国民会議報告書」(同年8月6日公表)においては、社会福祉法人の大規模化、複数法人による連携、経営の高度化、法人経営の透明性の確保や非課税扱いにふさわしい地域貢献等について具体的な対応を求められている。
- このように法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることを踏まえ、「日本再興戦略」等への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点整理を行うものである。

2. 主な検討項目

- 福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方の論点整理について
(例) 法人経営の透明性の確保(社会福祉法人の財務諸表の効果的な公表方法)など

3. 構成員

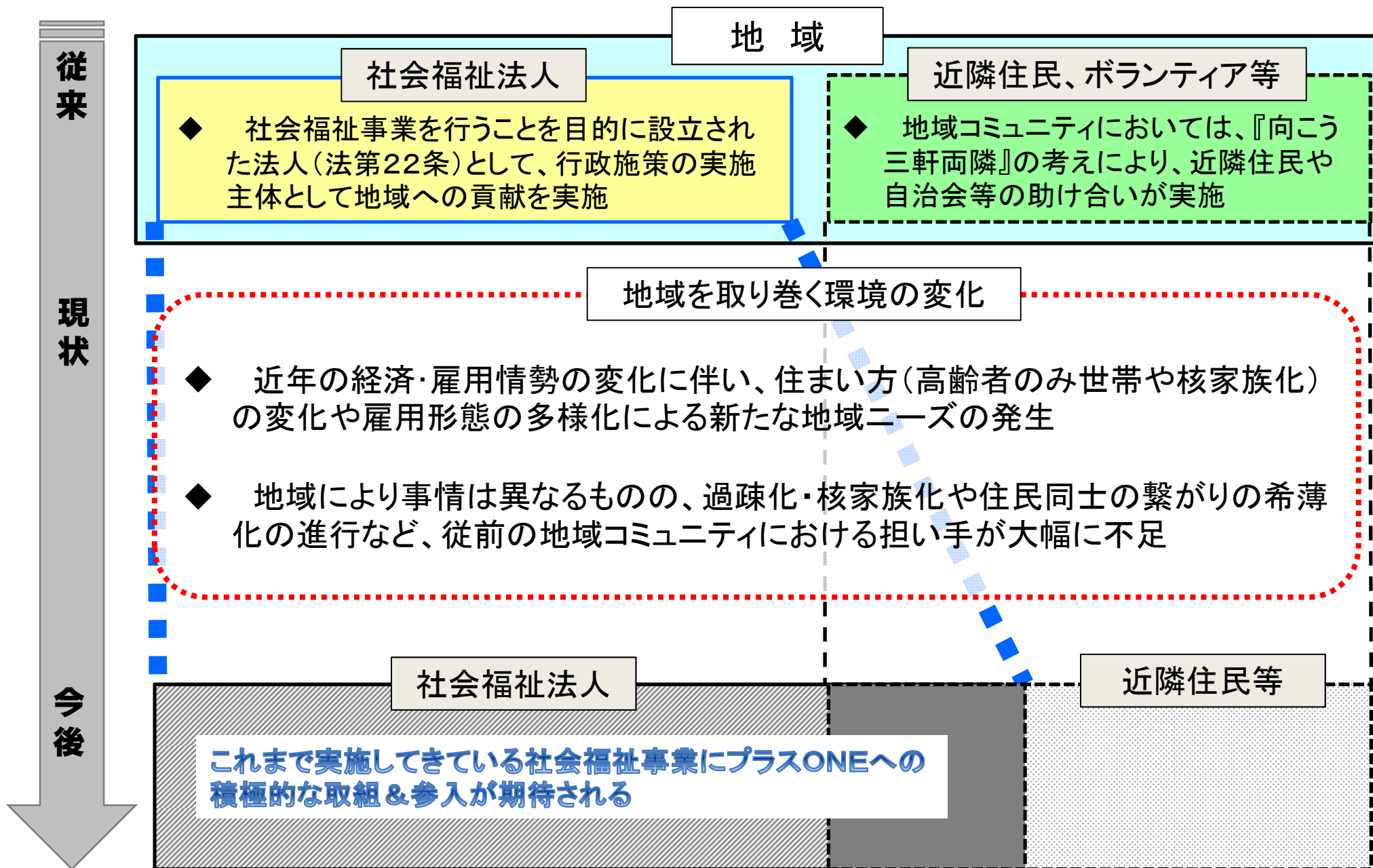
- ・浦野正男 <(福)中心会理事長>
- ・雄谷良成 <(福)佛子園理事長>
- ・高橋利一 <(福)至誠学舎立川理事長>
- ・田島誠一 <日本社会事業大学専門職大学院特任教授>
- ・田中滋 <座長:慶應義塾大学大学院教授>
- ・千葉正展 <(独)福祉医療機構経営支援室経営企画課長>
- ・対馬徳昭 <つしま医療福祉グループ代表>
- ・西元幸雄 <(福)青山里会常務理事>
- ・藤井賢一郎 <上智大学総合人間科学部准教授>
- ・松原由美 <(株)明治安田生活福祉研究所福祉社会研究部主席研究員>
- ・松山幸弘 <(一財)キヤノングローバル戦略研究所研究主幹>
- ・宮田裕司 <(福)堺暁福祉会理事>
- ・森貞述 <元高浜市長>

4. 当面のスケジュール(案)

- 第1回(9月27日)
「今後の社会福祉法人の在り方について」
(フリーディスカッション)
- 第2回(10月28日)
「社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について」
- 第3回(11月18日)
「社会福祉法人のガバナンスについて(法人の組織の在り方、透明性の確保について)」
- 第4回(12月16日)
「社会福祉法人の大規模化・協働化等について」
- 第5回(1月20日)
「社会福祉法人の適正な運営の確保について」(仮題)

※平成26年5月頃を目途にとりまとめ(予定)

地域を取り巻く環境の変化



社会福祉法人制度に対する主な指摘

日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）

○医療・介護サービスの高度化

- ・質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

○社会福祉法人の経営情報の公開

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】
- ・子ども子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】

社会保障制度改革国民会議報告書【抜粋】（平成25年8月6日）

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改革を検討することが必要。
- ・特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

検討会における議論の経過①

第1回(フリーディスカッション)

- ・今の社会福祉法人は、制度で決まっている社会福祉事業しかやっていないと思われており、それ以外の取り組みを国民に伝えていくことが必要ではないか。
- ・法人が新たな提案をしても、全県域で同じ事ができなければ認めない所轄庁も存在するが、それでは地域のニーズに対応できないのではないか。
- ・ワンマン経営とならないよう、法人のガバナンス強化の仕組みを構築すべきではないか。
- ・財務諸表について、所轄庁のチェックが機能していない。正確な財務諸表を作り、公開していくことは当然ではないか。
- ・内部留保は多寡の問題ではなく、目的や計画を説明することが必要ではないか。
- ・地方公共団体の中には地域のニーズに目を向けず、かつての慣例に従った画一的な指導をしているところも残っているのではないか。

第2回(社会福祉法人が期待される「更なる取組」について)

主な論点

- 社会福祉法人の使命・役割に照らし、「更なる取組」とは、どのようなものであるべきか。
- どのようにすれば「更なる取組」が幅広く実施されるようになるか。

主な意見

- ・社会福祉法人自らがNPOや民生委員等の地域資源と連携し地域の問題を解決するべきではないか。
- ・社会福祉法人の利益は、積極的に地域に還元すべき。還元しないのであれば課税という手段もあるのではないか。
- ・地方公共団体の中には、社会福祉事業のみ実施すれば良いという考えをもっているところもあり、法人のやる気をそぐ場合があるのではないか。
- ・法律で強制されないことは実施しない法人も存在するのではないか。
- ・地域への貢献等を客観的に評価する仕組みが必要ではないか。

第3回(社会福祉法人の組織の在り方)

主な論点

- 社会福祉法人のガバナンスをどう考えるか。
- 地域に積極的に貢献するために、どのようなガバナンスの改善が求められるか。

主な意見

- ・公益法人改革のように、役員等の法人運営に対する責任を果たすため、損害賠償責任などを明確にすべきではないか。
- ・監事が不適切な財務諸表を見抜けないことは問題ではないか。
- ・一定の規模以上の法人は専門家による外部監査の導入が必要ではないか。
- ・諮問機関としての評議員会の役割は重要であり、保育所や介護事業なども必置とすべきではないか。

検討会における議論の経過②

第3回(社会福祉法人運営の透明性の確保について)

主な論点

○社会福祉法人が果たすべき説明責任の範囲についてどのように考えるか。

主な意見

- ・厚生労働省が提示した財務諸表の公表に関する対応方針については、最初の第一歩として進めていくべき。
- ・ただ単に財務諸表を公表するのではなく、経営分析ができる程度の財務諸表の公表が必要ではないか。
- ・社会福祉法人自らが公表するとともに、所轄庁についても公表に関与すべきであり、都道府県単位で公表する方法も考えられるのではないか。
- ・財務諸表の公表に当たっては、財務諸表の正確性の担保が必要ではないか。
- ・財務諸表を公表するのみではなく、地域への貢献などの法人が実施している取組も伝えていくことが必要ではないか。

第4回(社会福祉法人の大規模化・協働化等について)

主な論点

- 社会福祉法人の大規模化・協働化について、どのように考えるか。
- 社会福祉法人の本部機能を強化するためにはどのような方策があるか。
- 社会福祉法人の合併・事業譲渡が進むようにするにはどのような方策があるか。
- 社会福祉法人の協働化が幅広く行われるようにするためにはどのような方策があるか。
- 資金調達の多様化についてどのように考えるか。

主な意見

- ・規模が拡大することにより、多数の人が法人運営に参加し、牽制機能が働くのではないか。
- ・法人が地域で協働して取り組みをしていく中で、徐々に規模拡大が進んでいくのではないか。
- ・大規模化や協働化などにより、地域貢献を行えるような組織・枠組みにしていくことは必要ではないか。
- ・理事長の経営スキルを醸成しないと本部機能の強化は困難ではないか。
- ・本来、用途制限のない介護報酬・自立支援給付費についても、措置費・保育所運営費と同様に用途制限をしている自治体も存在するようである。

※「主な意見」は、検討会における委員からの発言の一部をとりまとめたものであり、全ての発言を集約したものではない。

財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

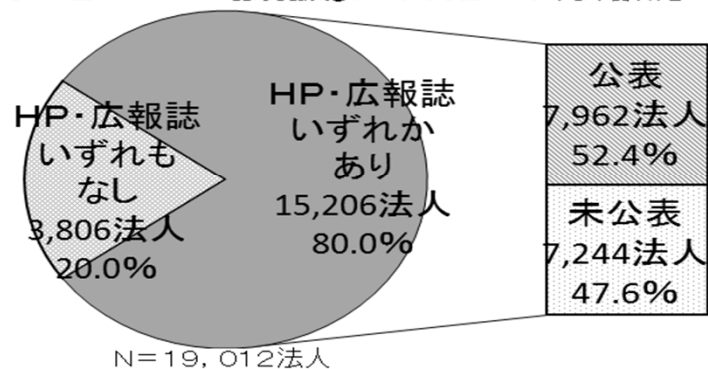
財務諸表の公開状況の調査結果について

平成25年9月30日(月)
厚生労働省提出

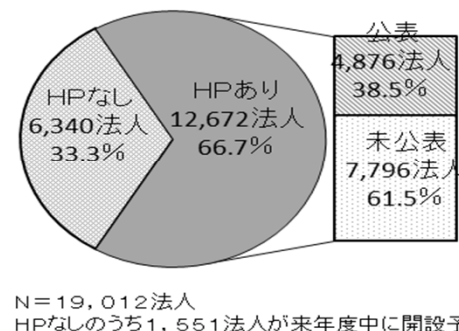
- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請（平成25年5月末）。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施（平成25年7月末時点）。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計（有効回答率96.0%）。
また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計（回答率99.8%） ※福島県の一部市を除く

1. 社会福祉法人での公表状況

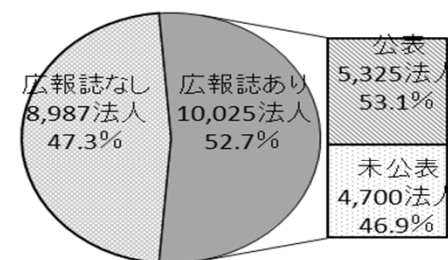
<ホームページ・広報誌いずれかの公表状況>



<参考：ホームページでの公表状況>



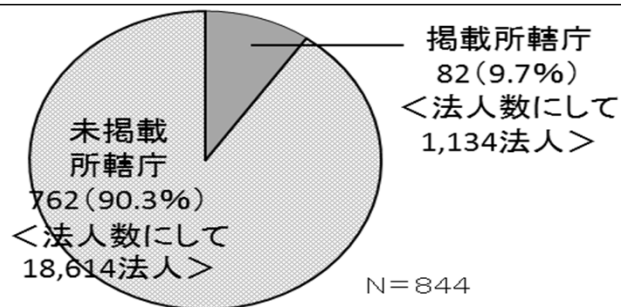
<参考：広報誌での公表状況>



<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書（平成22年3月、三菱総合研究所）によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

2. 所轄庁での公表状況

<HP掲載している所轄庁>



■厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし（H25.5月時点）

■未掲載所轄庁の主な掲載理由
・HPのシステム構築に時間を要するため
・法人の了承が得られないため 等

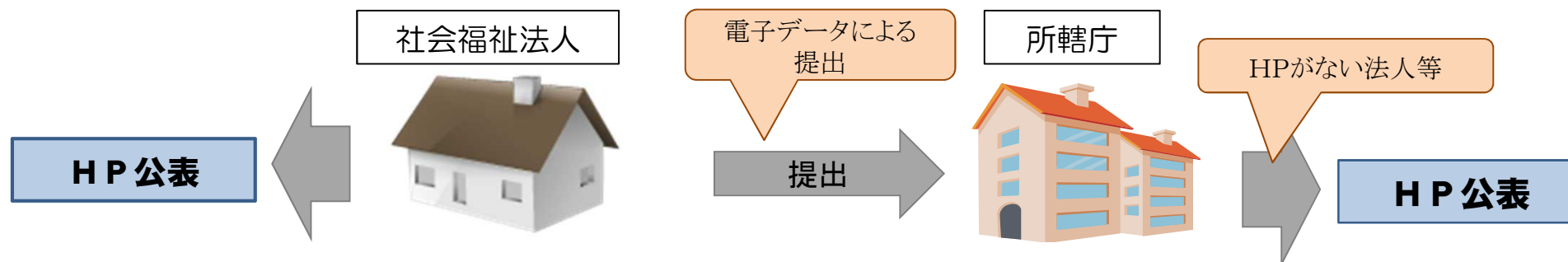
社会福祉法人の財務諸表の公表に関する対応方針

趣旨

- 社会福祉法人は、地方公共団体に代わって社会福祉事業を実施している側面もあり、補助金等が交付され、税制優遇も受ける公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となる。
- これらのことから、社会福祉法人の財務諸表の公表については、以下の方針で対応する予定。

対応方針

- ① 閲覧請求等の条件を見直した上で、**社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化**(制度改正)。
- ② **社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書**(付属資料である財務諸表を含む。)の提出を電子データで行わせることを**義務化**(様式例及び審査基準の改正)。
- ③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上での財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、**所轄庁のHPで公表**する。



4 その他の主要施策

(1) 地域福祉の推進

① 孤立死防止対策の推進について

孤立死防止対策の推進については、総合的な取組みの推進(平成24年5月及び7月通知、補助金による支援等)をお願いしているところであるが、引き続き、先進的な取組事例(平成25年12月とりまとめ公表)などを参考にライフライン事業者等との連携を図るなど、対策を推進されたい。

② 民生委員・児童委員の活動環境整備の推進について

民生委員・児童委員は、地域福祉の重要な担い手であり、「生活困窮者自立支援制度」においても大きく期待されている。

引き続き、民生委員・児童委員制度の広報の充実、活動の基礎となる個人情報の提供、一斉改選を踏まえた研修の実施に配慮いただきたい。

③ ひきこもり対策の推進について

ひきこもり対策では、平成21年度より、ひきこもりに特化した専門相談窓口として「ひきこもり地域支援センター」の設置を推進。(平成25年12月現在で45か所設置)

今年度からは、潜在するひきこもりの早期発見や、家族や本人に対して訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」の養成・派遣事業を創設したところであるため、より積極的な実施及び関係機関との密接な連携、協力をお願いしたい。

(2) 福祉・介護人材確保対策

介護人材を持続的に確保するためには、介護分野への「参入促進」、介護職員の「資質の向上」、処遇改善等の「環境改善」を一体的に行っていく。

今後、都道府県におかれては、地域の実情(高齢化等)に応じ、地域の関係者が協働して、積極的な政策展開を期待。(都道府県で必要となる介護人材の需給推計の推進や福祉・介護人材確保緊急支援事業の活用等)

(3) 社会福祉施設の防災対策

○ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金については、基金残を有する都道府県の事業の実施期限を平成26年度末まで延長するとともに、基金残が不足する都道府県への対応として、社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備費交付金において必要な予算を計上。

○ また、昨年12月の南海トラフ地震対策特別措置法の施行を踏まえ、同法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる社会福祉施設の高台移転整備に対し、以下の支援措置を講じる予定。

①補助基準額の引上げ ②取り壊し費用の補助 ③(独)福祉医療機構の優遇融資

(1) 地域福祉の推進

孤立死防止対策の推進について

孤立死防止対策の方向性

- 孤立防止あるいは早期発見のための仕組みを、ライフライン事業者なども含めた民間事業者等と連携し、地域の実情に応じて構築
- 国としては、総合的な取組の推進、先進事例の情報収集・発信と、見守り体制の構築等のための補助事業による支援等を実施

平成24年度の実施

平成24年5月に総合通知を发出

【①情報の一元化】<平成24年2月に通知>
自治体の福祉担当部局に情報の一元化を要請

【②関係団体との連携強化】<平成24年2月に通知>
高齢者団体・障害者団体・民生委員等に福祉部局との連携強化を依頼

【③個人情報保護の適用外の理解促進】
福祉部局との連携等に際し、個人情報の提供が制限されない場合等についてライフライン事業者へ通知

【④地域づくりの推進等】
・自治体の優良事例の紹介
・孤立死事案の、自治体での検証状況の情報提供
・孤立死対策に有効な自治体の先進的な取組に対して、国庫補助を実施

【⑤有識者による検討】
安心生活創造事業推進検討会等で議論（5月8日）の上安心生活創造事業成果報告書（8月公表）に反映

【⑥民生委員への個人情報提供事例の紹介】
自治体から民生委員への個人情報提供に関する事例集を作成（7月17日事務連絡发出）

【⑦住宅供給事業者等との連携】
住宅供給事業者等との連携推進の方策について通知（7月31日国交省、厚労省の連名通知）

平成25年度の実施

- ①平成24年5月及び7月通知に基づく総合的な取組の推進
- ②更に先進的な取組事例等情報収集し、広く周知
➢（平成25年12月26日 事務連絡发出）
- ③安心生活基盤構築事業による支援

平成26年度の実施

- ①平成24年度及び25年度の実施の更なる推進
- ②安心生活基盤構築事業による支援の継続

民生委員・児童委員の活動環境整備の推進について

活動への支援

【厚生労働省の取組】

- ①平成25年10月に「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子同志社大学社会学部社会福祉学科教授）を設置
→平成26年3月にとりまとめを行う予定
 - ②全国民生委員児童委員連合会が創設する民生委員・児童委員の保険制度への財政支援（平成26年度から実施予定〔国からの直接補助であり自治体負担なし〕）
- 地域福祉の重要な担い手として民生委員活動が各方面から期待されている観点からも民生委員・児童委員活動（制度）について、更なる広報（周知）活動を期待

活動の基礎となる個人情報の提供

民生委員・児童委員が地域で活動するにあたり、支援を必要とする方々の個人情報が自治体から提供されないため活動が困難との声に応える

- ①平成24年7月に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」を発出
 - ②平成25年12月に消費者庁が実施している「個人情報保護法に関する説明会」資料を情報提供
 - ③災害対策基本法の一部改正（平成25年6月21日改正）により、災害時の避難に特に配慮が必要な方々の名簿をあらかじめ自治体から民生委員等の関係者に情報提供するものとされている（改正法第49条の11参照）
- 個人情報保護法に過剰に反応することなく適切に民生委員・児童委員に対して情報提供願いたい。

研修の充実

平成25年12月に民生委員・児童委員の一斉改選を実施し、多くの方が新たに民生委員に委嘱されている

- 早期に研修実施をお願いするとともに、消費者教育及び消費者被害防止の観点からの研修も併せてお願いしたい。
（平成26年1月10日付 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、雇用均等・児童家庭局育成環境課長連名通知参照）
※研修費用についてはセーフティネット支援対策等事業費補助金による補助が可能（補助率1/2）

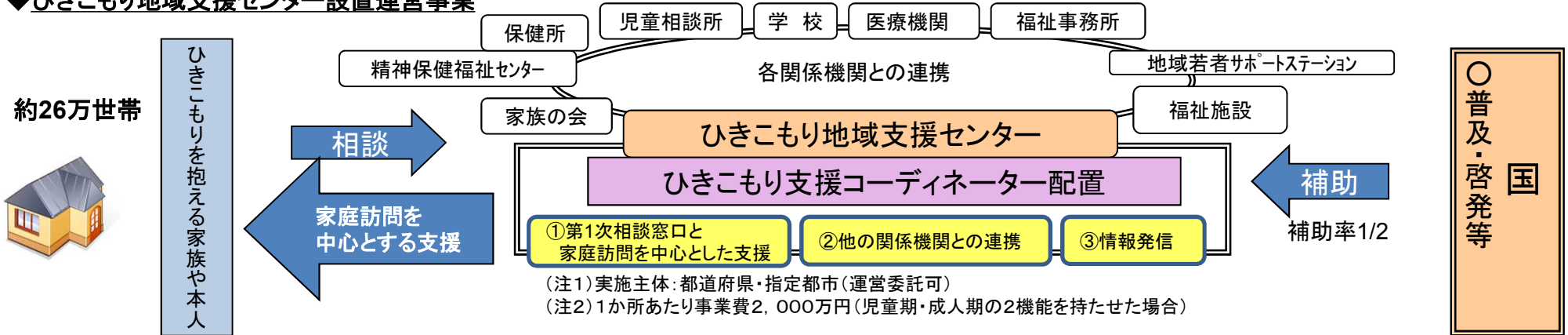
ひきこもり対策推進事業の推進

平成26年度予算案 : セーフティネット支援対策等事業費補助金150億円の内数

【要求要旨】

- 各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を平成21年度から整備(平成25年12月末現在:45か所設置済み)してきたが、今後もさらに設置を促進する必要がある。
- ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないか、当事者による支援(ピアサポート)や訪問などが十分に行われていないのではないか、等の課題がある。
- そのため、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細かな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」(=ひきこもり家族等の当事者(ピアサポート)等含む)を養成し、派遣する事業を行う。

◆ひきこもり地域支援センター設置運営事業



◆ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業

